資料 3

令和３年度　第１回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

〔 報 告 〕

令和３年７月１６日（金）

資料３

目　　次

議事No.	件　　名	所管課	ページ
（４）ア	個人情報の取扱いについての報告 ア　特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の再実施に関する報告について	業務改善課	P　1 ～ 127
（４）イ	イ　住民基本台帳ネットワークに係る個人情報処理状況に関する報告について	市民課	P 128
（４）ウ	ウ　個人情報取扱事務の届出に関する報告について	総務課	P 129 ～ 132
その他	「個人情報の保護に関する法律」の改正について	総務課	P 133 ～ 135

写

加業発第１０１号
令和３年７月７日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長　様

加須市長　大　橋　良一

特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の再実施について（報告）

特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価を再実施した基礎項目評価書について、下記のとおり報告します。

記

１　評価を再実施した評価書

・基礎項目評価書：１４事務

No	評価書名	担当課
1	住民基本台帳に関する事務	市民課
2	個人住民税に関する事務	税務課
3	軽自動車税に関する事務	税務課
4	固定資産税に関する事務	税務課
5	児童手当に関する事務	子育て支援課
6	児童扶養手当に関する事務	子育て支援課
7	子ども・子育て支援に関する事務	こども保育課
8	障害者福祉に関する事務	障がい者福祉課
9	介護保険に関する事務	高齢介護課
10	国民健康保険に関する事務	国保年金課
11	国民年金に関する事務	国保年金課
12	後期高齢者医療制度に関する事務	国保年金課
13	予防接種に関する事務	健康医療推進課
14	就学援助に関する事務	学校教育課

２　再実施する事由

（１）住民情報システムの入替に伴うもの

【上記１のNo13以外の事務が該当】

システムの入替は、特定個人情報保護評価に関する規則第１１条及び特定個人情報保護評価指針により、重要な変更に該当することから、当該入替に当たり特定個人情報保護評価の再実施を行う必要があるので、評価を再実施

（2）しきい値判断の変更に伴うもの

【上記１のNo13の事務が該当】

新型コロナワクチン接種が開始されたことに伴い、評価対象となる事務（予防接種事務）の対象人数が増えたことからしきい値判断が変更となり、評価を再実施

３　記載内容の主な変更事項

No	評価書名	主な変更内容
1	住民基本台帳に関する事務	・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
2	個人住民税に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
3	軽自動車税に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
4	固定資産税に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
5	児童手当に関する事務	・特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
6	児童扶養手当に関する事務	・特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
7	子ども・子育て支援に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更 ・組織名称の変更
8	障害者福祉に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更

No	評価書名	主な変更内容
9	介護保険に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更 ・組織名称の変更
10	国民健康保険に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
11	国民年金に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更
12	後期高齢者医療制度に関する事務	・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称や特定個人情報ファイル名の変更 ・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更
13	予防接種に関する事務	・事務の概要や根拠法令の変更 ・特定個人情報ファイルを取扱うシステム名称の変更 ・組織名称の変更 ・しきい値判断項目の変更 ・番号法改正に伴う変更
14	就学援助に関する事務	・しきい値判断の時点変更 ・番号法改正に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加須市は、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
加須市長

公表日
令和3年8月1日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」（平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号法の別表第二に基づいて当市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） 3. 団体内統合宛名システム 4. 宛名管理システム 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

（1）住民基本台帳ファイル
（2）本人確認情報ファイル
（3）送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　実施する　] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85−2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) :情報に「住民票関係情報」が含まれる条項 (第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市　総務部　市民課 郵便番号:347−8501 所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話:0480−62−1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市　総務部　市民課 郵便番号:347−8501 所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話:0480−62−1111　ファックス:0480−62−3455 E−mail:simin@city.kazo.lg.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] <選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] <選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	③住民基本台帳の正確な記録を確保するための処置	③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの要求による住民票の写し等の交付	⑤本人、同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である(※)。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている(※)。	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	2．住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2．住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	所在地：埼玉県加須市下三俣290番地	所在地：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	所在地：埼玉県加須市下三俣290番地	所在地：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85ー2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている(※)。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定により機構に対して事務の一部を委任する。	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	市民課　小川　健司	市民課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	―	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅰ関連事務1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 住登外・宛名管理システム 5. 中間サーバー	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 住登外・宛名管理システム 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の追加
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月23日	Ⅰ関連事務1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により機構に対して事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」（平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85ー2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85ー2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ：情報に「住民票関係情報」が含まれる条項（第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3） ＊別表第二の項番21、30、89、105に係る主務省令は未公布 （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象者数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2．.取扱者数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二主務省令における情報提供の根拠）：情報に「住民票関係情報」が含まれる条項（第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3） ＊別表第二の項番21、30、89、105に係る主務省令は未公布	（別表第二主務省令における情報提供の根拠）：情報に「住民票関係情報」が含まれる条項（第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3）	事後	根拠法令見直し
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．.取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和3年8月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告受付システム 3. eLTAX(エルタックス)システム 4. 国税連携システム 5. 宛名管理システム 6. 収納消込システム 7. 滞納整理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1)当初資料ファイル (2)障害者関係ファイル (3)生活保護関係ファイル (4)年金特徴ファイル (5)課税台帳ファイル (6)課税資料イメージファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85ー2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (27の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課、収納課
②所属長の役職名	税務課長 収納課長

6. 他の評価実施機関
ー

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 総務部 税務課 住所 : 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話 : 0480-62-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 総務部 税務課 住所 : 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話 : 0480-62-1111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課 立岡 昭一	税務課 橋本 敬之	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	収納課　増田　一夫	収納課　平渡　勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	税務課　橋本　敬之 収納課　平渡　勢津郎	税務課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「Ⅳリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月24日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項）	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の見直し
令和1年12月24日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 住民税申告支援システム 3. eLTAX（エルタックス）システム 4. 国税連携システム 5. 住登外・宛名管理システム 6. 収滞納管理システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー	1. 個人住民税システム 2. 住民税申告支援システム 3. eLTAX（エルタックス）システム 4. 国税連携システム 5. 住登外・宛名管理システム 6. 収滞納管理システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー 9. コンビニ交付システム	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の見直し
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月23日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事後	法令改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 住民税申告支援システム 3. eLTAX（エルタックス）システム 4. 国税連携システム 5. 住登外・宛名管理システム 6. 収滞納管理システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー 9. コンビニ交付システム	1. 個人住民税システム 2. 申告受付システム 3. eLTAX（エルタックス）システム 4. 国税連携システム 5. 宛名管理システム 6. 収納消込システム 7. 滞納整理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. コンビニ交付システム	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	（1）個人住民税ファイル （2）収滞納ファイル	（1）当初資料ファイル （2）障害者関係ファイル （3）生活保護関係ファイル （4）年金特徴ファイル （5）課税台帳ファイル （6）課税資料イメージファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	軽自動車税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和3年8月1日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。 賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 宛名管理システム 3. 収納消込システム 4. 滞納整理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）車両台帳ファイル （2）課税台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項、並びに主務省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし （軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （27の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　税務課、収納課
②所属長の役職名	税務課長 収納課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所　総務部　税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所　総務部　税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課　立岡　昭一	税務課　橋本　敬之	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	住所：埼玉県加須市下三俣290番地	住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ　連絡先	住所：埼玉県加須市下三俣290番地	住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	収納課　増田　一夫	収納課　平渡　勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	税務課　橋本　敬之 収納課　平渡　勢津郎	税務課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「Ⅳリスク対策」を追加	―	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	令和元年年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和元年年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	1．軽自動車税システム 2．住登外・宛名管理システム 3．収滞納管理システム 4．団体内統合宛名システム 5．中間サーバー	1．軽自動車税システム 2．宛名管理システム 3．収納消込システム 4．滞納整理システム 5．団体内統合宛名システム 6．中間サーバー	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	(1)軽自動車税賦課ファイル (2)収滞納ファイル	(1)車両台帳ファイル (2)課税台帳ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	固定資産税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和3年8月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳等に所有者として登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対して収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は固定資産税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. eLTAX（エルタックス）システム 3. 宛名管理システム 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）固定資産税賦課情報ファイル （2）固定資産税土地情報ファイル （3）固定資産税家屋情報ファイル （4）固定資産税償却資産情報ファイル （5）収滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　税務課、収納課
②所属長の役職名	税務課長 収納課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所　総務部　税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所　総務部　税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課　立岡　昭一	税務課　橋本　敬之	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	住所：埼玉県加須市下三俣290番地	住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　連絡先	住所：埼玉県加須市下三俣290番地	住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	収納課　増田　一夫	収納課　平渡　勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の16の項、並びに主務省令第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	税務課　橋本　敬之 収納課　平渡　勢津郎	税務課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「Ⅳリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. 固定資産税システム 2. eLTAX(エルタックス)システム 3. 住登外・宛名管理システム 4. 収滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. eLTAX(エルタックス)システム 3. 宛名管理システム 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	事前	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	(1)固定資産税賦課ファイル (2)収滞納ファイル	(1)固定資産税賦課情報ファイル (2)固定資産税土地情報ファイル (3)固定資産税家屋情報ファイル (4)固定資産税償却資産情報ファイル (5)収滞納情報ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加須市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
加須市長

公表日
令和3年8月1日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	加須市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （児童手当法） 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。 ・受給資格者からの認定請求、額改定届出、現況届の受理及び審査 ・氏名、住所等変更の届出の受理及び確認 ・認定その他支給に関する処分についての通知 番号法の別表第二に基づいて当市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名管理システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
（1）児童手当受給者ファイル （2）児童情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の56の項、並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の26、30、87、106の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下、別表第二省令）第19条、第44条、第53条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の74，75の項、並びに別表第二省令第40条、第40条の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所　こども局　子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所　こども局　子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	齋藤 一夫	小泉 雅広	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所在地:埼玉県加須市下三俣290番地	所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	所在地:埼玉県加須市下三俣290番地	所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ー	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。	事前	事務手続の追加
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ー	5. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　4. 情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号　別表第二の26、30、87の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第19条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号　別表第二の74，75の項、並びに別表第二省令第40条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号　別表第二の26、30、87の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第19条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号　別表第二の74，75の項、並びに別表第二省令第40条、第40条の2	事後	法令の改正
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	小泉　雅広	子育て支援課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	―	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	(1)児童手当給付ファイル	(1)児童手当受給者ファイル (2)児童情報ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上根拠	(情報提供の根拠) ・別表第二の26、30、87の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第19条、第44条 (情報照会の根拠) ・別表第二の74，75の項、並びに別表第二省令第40条、第40条の2	(情報提供の根拠) ・別表第二の26、30、87、106の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第19条、第44条、第53条 (情報照会の根拠) ・別表第二の74，75の項、並びに別表第二省令第40条、第40条の2	事後	法令の改正
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加須市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
加須市長

公表日
令和3年8月1日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	加須市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （児童扶養手当法） 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭（ひとり親家庭等）に対して、児童扶養手当を支給する。 ・認定請求、額改定請求、資格喪失届、現況届等の受理及び審査 ・氏名、住所等変更届の受理及び審査 ・各種請求、届出に基づく手当額の決定及び証書の発行 番号法の別表第二に基づいて当市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
（1）受給者情報ファイル （2）児童情報ファイル （3）受給者所得情報ファイル （4）配偶者義務者所得情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の37の項、並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下、別表第二省令）第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所　こども局　子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所　こども局　子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	齋藤 一夫	小泉 雅広	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所在地:埼玉県加須市下三俣290番地	所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	所在地:埼玉県加須市下三俣290番地	所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	―	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。	事前	事務手続の追加
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	―	4. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	事後	法令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	小泉　雅広	子育て支援課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	―	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	(1)児童扶養手当支給ファイル	(1)受給者情報ファイル (2)児童情報ファイル (3)受給者所得情報ファイル (4)配偶者義務者所得情報ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	(情報提供の根拠) ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	事後	法令の改正
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加須市は、子ども・子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
加須市長

公表日
令和3年8月1日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	加須市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である加須市が、保護者の「施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請」を受け、客観的な基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請※を受け、国が設定した基準①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。教育を希望する場合は、申請に基づき認定証を交付する。また、教育・保育に係る保育料の徴収・滞納業務を実施する。 ※「施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請」は、幼稚園のみを希望の場合は1号認定申請、幼稚園と保育所の両方を希望（併願）または保育所のみを希望の場合は、入所申込児童の年齢によって2号認定申請又は3号認定申請に分かれる。 幼児教育・保育無償化に伴い、保護者の「施設等利用給付認定申請」を受け、客観的な基準に基づき認定を行い、給付を支給する。 ※「施設等利用給付認定申請」は新制度未移行幼稚園の保育料のみを対象とする新1号認定申請と、保育の必要性の認定が必要な新2号認定申請と新3号認定申請に分かれる。 番号法の別表第二に基づいて、当市は子ども・子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
（1）児童基本情報ファイル （2）個人課税履歴・世帯員情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一94の項、並びに主務省令第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし （子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （116の項） 並びに番号法別表第二主務省令第59条の2の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局　こども保育課　、　総務部　収納課
②所属長の役職名	こども保育課長 収納課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所　こども局　こども保育課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所　こども局　こども保育課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所在地:埼玉県加須市下三俣290番地	所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	所在地:埼玉県加須市下三俣290番地	所在地:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	ー	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。	事前	事務手続の追加
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	ー	6. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保育幼稚園課 塩崎 昇一 収納課 増田 一夫	保育幼稚園課 野本 朋子 収納課 平渡 勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一94の項	・番号法第9条第1項 別表第一94の項、並びに主務省令第68条	事後	法令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) 並びに番号法別表第二主務省令第59条の2	事後	法令の改正
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保育幼稚園課　野本　朋子 収納課　平渡　勢津郎	保育幼稚園課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「Ⅳリスク対策」を追加	―	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月24日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	―	※「施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請」は、幼稚園のみを希望の場合は1号認定申請、幼稚園と保育所の両方を希望（併願）または保育所のみを希望の場合は、入所申込児童の年齢によって2号認定申請又は3号認定申請に分かれる。 幼児教育・保育無償化に伴い、保護者の「施設等利用給付認定申請」を受け、客観的な基準に基づき認定を行い、給付を支給する。 ※「施設等利用給付認定申請」は新制度未移行幼稚園の保育料のみを対象とする新1号認定申請と、保育の必要性の認定が必要な新2号認定申請と新3号認定申請に分かれる。	事後	事務手続の追加
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	（別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） 並びに番号法別表第二主務省令第59条の2	（別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） 並びに番号法別表第二主務省令第59条の2の2	事後	法改正による修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システム名称の変更	1. 子ども・子育て支援システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能	1. 子育て支援システム 2. 収滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 住登外・宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	(1)児童基本情報ファイル (2)個人課税履歴・世帯員情報ファイル	(1)幼保認定ファイル (2)保育ファイル (3)収滞納ファイル	事前	システム(機能)の変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　①部署	こども局　保育幼稚園課、総務部　収納課	こども局　こども保育課、総務部　収納課	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	保育幼稚園課長 収納課長	こども保育課長 収納課長	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	加須市役所　こども局　こども保育課	加須市役所　こども局　保育幼稚園課	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	加須市役所　こども局　こども保育課	加須市役所　こども局　保育幼稚園課	事後	組織名称の変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	障害者福祉に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加須市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
加須市長

公表日
令和3年8月1日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	加須市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）、加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（以下「番号条例施行規則」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 ・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。 　また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。 　その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。 ・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・身体障害者手帳の申請受付及び進達、交付、記載変更、再交付、返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び更新、等級変更、再交付、返還に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。 　また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行なう。 ・自立支援医療費の支給認定の申請、変更及び取り消し並びに自立支援医療受給者証の交付及び返還に関する事務を行う。 番号法の別表第二に基づいて当市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ※当市では、障害者総合支援給付支払審査等業務について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。
③システムの名称	1. 心身障害者手帳システム 2. 精神手帳システム 3. 福祉3手当システム 4. 自立支援医療システム 5. 自立支援給付システム 6. 補装具システム 7. 日常生活用具システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 宛名管理システム 10. 中間サーバー 11. 伝送通信システム ※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。

2. 特定個人情報ファイル名

(1)心身障害者手帳ファイル(身障手帳台帳、療育手帳台帳)
(2)精神手帳ファイル(精神手帳台帳)
(3)福祉手当ファイル(受給者情報、受給者所得情報、配偶者義務者所得情報)
(4)自立支援医療ファイル(自立支援医療台帳、所得判定情報、世帯員情報、家族情報)
(5)自立支援給付ファイル
(6)補装具ファイル(補装具台帳、補装具所得判定情報、補装具世帯員情報)
(7)日常生活用具ファイル(日常生活用具台帳、日常生活用具所得判定情報、日常生活用具世帯員情報)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項　別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) (平成27年加須市条例第34号) ・番号条例第4条　別表第一の1, 3, 7, 9, 10, 12～26の項、並びに番号条例施行規則第3条　別表第一の1, 3, 7, 9, 10, 12～20の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項　、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条 別表第二の六十八の項、主務省令の第三十八条の二 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の百八の項、主務省令の第五十五条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十の項、主務省令の第五十五条の三	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　障がい者福祉課
②所属長の役職名	障がい者福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所　福祉部　障がい者福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所　福祉部　障がい者福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] <選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] <選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	所在地：埼玉県加須市下三俣290番地	所在地：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	所在地：埼玉県加須市下三俣290番地	所在地：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	―	※当市では、障害者総合支援給付支払等業務について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	―	5. 伝送通信装置 ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	幼方　忠雄	伍井　正巳	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	― ― ※当市では、障害者総合支援給付支払等業務について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・自立支援医療費の支給認定の申請、変更及び取り消し並びに自立支援医療受給者証の交付及び返還に関する事務を行う。 ※当市では、障害者総合支援給付支払審査等業務について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	事後	記載内容の見直し 委託事務の追加
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	5．伝送通信装置 ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	5．伝送通信システム ※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	(4)特定障害者手当等ファイル	(4)特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当ファイル	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の8、11、47、84の項、並びに主務省令第8、11、38、60条第1項	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の8、12、34、47、84の項、並びに主務省令第8、12、25、38、60条	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 別表第二の十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の十六の項、並びに主務省令　第十二条　第一、二、三、四、五号 別表第二の十九の項【主務省令に該当なし】 別表第二の二十二の項【主務省令に該当なし】 別表第二の二十六の項、並びに主務省令　第十九条　第一、二、三、四、五号 別表第二の四十七の項【主務省令に該当なし】 別表第二の五十六の二の項、並びに主務省令　第三十条　第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一号 別表第二の五十七の項、並びに主務省令　第三十一条　第一、二、三、四、五、六号 別表第二の八十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の八十七の項、並びに主務省令　第四十四条　第一、二、三、四、五号 別表第二の百九の項【主務省令に該当なし】 別表第二の百十六の項【主務省令に該当なし】	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項　、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 別表第二の九の項、並びに主務省令　第八条　第一、二、三、四、五号 別表第二の十の項、並びに主務省令　第九条　第一、二、三号 別表第二の十一の項、並びに主務省令　第十条　第一、二、三号 別表第二の十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の二十の項、並びに主務省令　第十四条　第一、二号 別表第二の二十一の項、並びに主務省令　第十五条 別表第二の五十三の項、並びに主務省令　第二十七条　第一、二、三号 別表第二の六十七の項、並びに主務省令　第三十八条　第一、二、三号 別表第二の六十八の項【主務省令に該当なし】 別表第二の八十五の項【主務省令に該当なし】 別表第二の百八の項、並びに主務省令　第五十五条　第一、二、三、四号 別表第二の百九の項【主務省令に該当なし】 別表第二の百十の項【主務省令に該当なし】	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条 別表第二の六十八の項、主務省令の第三十八条の二 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の百八の項、主務省令の第五十五条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十の項、主務省令の第五十五条の三	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	伍井　正巳	障がい者福祉課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「Ⅳリスク対策」を追加	―	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	加須市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ― ―	加須市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）、加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（以下「番号条例施行規則」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 ・身体障害者手帳の申請受付及び進達、交付、記載変更、再交付、返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び更新、等級変更、再交付、返還に関する事務	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の8、12、34、47、84の項、並びに主務省令第8、12、25、38、60条 ―	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2．加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（番号条例） （平成27年加須市条例第34号） ・番号条例第4条　別表第一の1，3，7，9，10，12，15，18～33の項、並びに番号条例施行規則第3条　別表第一の1，3，7，9，12，15～22の項	事後	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 住登外・宛名システム 4. 中間サーバー 5. 伝送通信システム ※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	1. 心身障害者手帳システム 2. 精神手帳システム 3. 福祉3手当システム 4. 自立支援医療システム 5. 自立支援給付システム 6. 補装具システム 7. 日常生活用具システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 宛名管理システム 10. 中間サーバー 11. 伝送通信システム ※伝送通信システムは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	(1)障害児童福祉ファイル (2)障害者福祉サービス (3)自立支援給付ファイル (4)特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当ファイル	(1)心身障害者手帳ファイル(身障手帳台帳、療育手帳台帳) (2)精神手帳ファイル(精神手帳台帳) (3)福祉手当ファイル(受給者情報、受給者所得情報、配偶者義務者所得情報) (4)自立支援医療ファイル(自立支援医療台帳、所得判定情報、世帯員情報、家族情報) (5)自立支援給付ファイル (6)補装具ファイル(補装具台帳、補装具所得判定情報、補装具世帯員情報) (7)日常生活用具ファイル(日常生活用具台帳、日常生活用具所得判定情報、日常生活用具世帯員情報)	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　3. 個人情報の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項　別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) (平成27年加須市条例第34号) ・番号条例第4条　別表第一の1, 3, 7, 9, 10, 12, 15, 18～33の項、並びに番号条例施行規則第3条　別表第一の1, 3, 7, 9, 12, 15～22の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項　別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項、並びに主務省令第8、11、12、14、25、38、60条 2. 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) (平成27年加須市条例第34号) ・番号条例第4条　別表第一の1, 3, 7, 9, 10, 12～26の項、並びに番号条例施行規則第3条　別表第一の1, 3, 7, 9, 10, 12～20の項	事後	例規の改正
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項　、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二 （情報照会の根拠） 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条	（情報提供の根拠） 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の十六の項、主務省令の第十二条 別表第二の十九の項、主務省令の第十三条の二 別表第二の二十二の項、主務省令の第十五条 別表第二の二十六の項、主務省令の第十九条 別表第二の四十七の項　、主務省令の第二十六条の二 別表第二の五十六の二の項、主務省令の第三十条 別表第二の五十七の項、主務省令の第三十一条 別表第二の八十五の項、主務省令の第四十三条の三の二 別表第二の八十七の項、主務省令の第四十四条 別表第二の百九の項、主務省令の第五十五条の二 別表第二の百十六の項、主務省令の第五十九条の二 （情報照会の根拠） 別表第二の九の項、主務省令の第八条 別表第二の十の項、主務省令の第九条 別表第二の十一の項、主務省令の第十条 別表第二の十二の項、主務省令の第十条の二 別表第二の十五の項、主務省令の第十一条の二 別表第二の二十の項、主務省令の第十四条 別表第二の五十三の項、主務省令の第二十七条 別表第二の六十七の項、主務省令の第三十八条	事後	法令の改正
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加須市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
加須市長

公表日
令和3年8月1日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額及び普通徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請 ・地域支援事業の実施 番号法の別表第二に基づいて当市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領（一部）を含む
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 収納消込システム 6. 滞納整理システム

2. 特定個人情報ファイル名

（1）被保険者情報ファイル
（2）世帯員情報ファイル
（3）個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の68の項、並びに主務省令第50条第一項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」などが含まれる項 （1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項） 並びに番号法別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の3 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （93の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （94の項） 並びに番号法別表第一主務省令第68条、別表第二主務省令第46条第1項、第47条第1項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関
ー

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所　福祉部　高齢介護課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所　福祉部　高齢介護課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査	[　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住所： 埼玉県加須市下三俣290番地	住所： 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	住所： 埼玉県加須市下三俣290番地	住所： 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者福祉課 大熊 和夫	高齢者福祉課長 松永 勝也	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条1項、2条1項、3条1項、4条1項、6条1項、19条1項、25条1項、30条1項、32条1項、33条1項、43条1項、44条1項、47条1項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条1項、2条1項、3条1項、4条1項、6条1項、7条1項、10条1項、19条1項、22条2項、24条2項、25条1項、30条1項、31条2項、32条1項、33条1項、43条1項、44条1項、47条1項、55条1項	事後	法改正による修正
平成30年6月29日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢者福祉課 松永 勝也	高齢者福祉課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正